

蜜蜂の適正管理と調和推進事業

都民と養蜂産業が共生する東京の街づくりを推進するため、養蜂団体等が実施する養蜂家への適正な蜜蜂飼育の周知や都民に対する啓発活動及びトラブル回避対応に要する経費の補助を通じ、東京における養蜂振興を図ります。

事業概要

1 事業対象地域

東京都内(島しょ地域含む)

2 事業実施主体

(1) 養蜂生産者団体

(養蜂の生産者の団体で、法人格がなくても参加できます。規約や直近の総会資料を添付していただきます。)

(2) 法人格を有する養蜂関係団体

(養蜂関係の協会、NPO、JA等。組織の定款、登記事項証明書を添付していただきます。)

(3) 8群以上飼育する養蜂家

(個人の農家でも取組が可能です。8群以上飼育が確認できる写真を添付していただきます。)

3 事業内容 (補助率は、いずれも対象経費の1/2以内です。(1)イの取組は必須となります。)

(1) 適正な蜜蜂飼育の周知

(ア) 養蜂家を対象とした蜜蜂飼育に関する講習会の開催【補助金額上限 120 千円/実施主体】
対象経費は、講習会開催に係る会場使用料、講師の報償費、事前案内のパンフレット作成費、印刷費等を想定しています。

(イ) 公共エリアの分蜂対応【補助金額上限 13 千円/件】

都からの依頼を想定して事業計画を記載してください。対象経費は、捕獲向けの巣箱、網、分蜂の現地までの交通費等を想定しています。

備考欄に当該担当者の氏名、メールアドレス、電話番号をご記入ください。

(2) 都民に対する啓発の推進及び対応【補助金額上限 420 千円/実施主体】

(ア) 講習会の開催

対象経費は、講習会開催に係る会場使用料、講師の報償費、事前案内のパンフレット作成費、印刷費等を想定しています。

(イ) 養蜂による環境教育等に取り組む活動

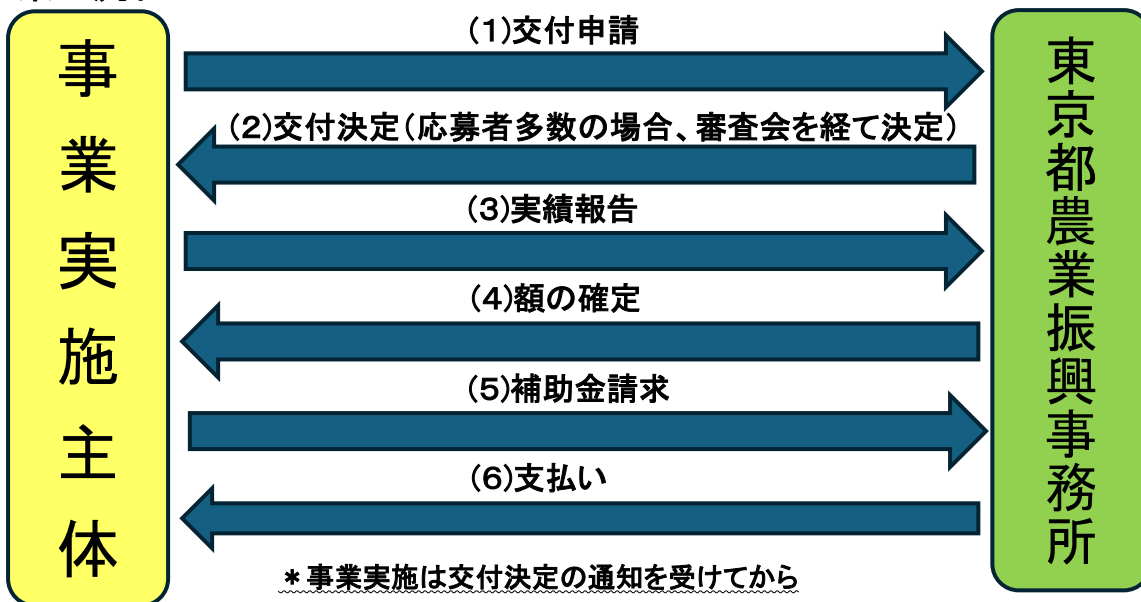
上記アとほぼ同様な経費を想定しています。

(ウ) 都内蜜源植物の拡大に取り組む活動

対象経費は、種子や苗の購入費、植栽に係る経費を想定しています。

事業概要

4 事業の流れ



【補助事業 Q&A】(抜粋)

Q1. 都内在住で飼育場所が他県である場合や、他県在住で飼育場所が都内である場合、事業の申請はできますか。

A1. 申請できます。なお、補助対象経費は都内養蜂家への適正な蜜蜂飼育の周知や都民に対する啓発活動等に限るため、他県住民や養蜂家向けの経費は補助対象外です。

Q2. 分蜂対応経費が補助対象となる公共エリアの定義を教えてください。また、分蜂対応を計画して、実際に依頼がなかった場合、「取組必須」との関係上どうなりますか。

A2. 道路・歩道や公園、公共施設の駐車場等を指します。私有地での対応は補助対象外です。補助事業の申請にあたっては、「公共エリアの分蜂対応」の取組の計画が必須となります。まずは、計画していただき、準備をすることが重要です。当該年度内に都からの依頼がなくても事業の取り消しはありません。

(募集期間、申請方法)

下記の募集期間中に本事業の補助金交付申請書(別記様式第1号(第4号関係))を提出してください。申請方法については、東京都産業労働局のホームページにて掲載しています。

募集期間は、ホームページ掲載日～令和8年6月5日(金)です。

※申請書内に担当者の氏名、メールアドレス、電話番号をご記入ください。

* 申請の際は、事前に問い合わせ先にご相談いただけると幸いです。

* 応募者多数の場合は、都の内部で審査会を開催して決定することとなります。

* 交付申請等の提出書類は返却しません。必要に応じて都から追加資料の提出等を求めることがあります。

【問い合わせ先】

(申請手続きに関すること) 東京都産業労働局農業振興事務所振興課畜産担当

電話 042-548-4868